

政策4 安全安心でやすらぎにみちた快適環境都市 ～自然と共生するやさしいまち～

21世紀に入り、地球規模の環境問題はより身近なものになりました。都市化が進む本市でも、自然環境との調和はますます重要なテーマになっています。

私たちは、自然の摂理とその有限性を認識するとともに、輝く太陽のもと、西海岸に広がる青い海や市内を流れる河川、由緒あるグスクなど、浦添の風土を活かし、自然とふれあえ、歴史文化と調和した、快適で美しいまちづくりを進める必要があります。

安全で安心して快適に暮らせる質の高い生活環境をつくり、世代をこえてその恩恵を安定して享受することができるよう、私たちが住み、働き、憩い、学んでいる身近なところから、“安全安心でやすらぎにみちた快適環境都市”をめざします。

(基本構想・まちづくりの方向(再掲))

施策 4-1	地域特性をふまえた災害に強いまちづくりの推進	86
施策 4-2	事故・災害時にも安心できるまちづくりの推進	88
施策 4-3	安全な日常生活が送れるまちづくりの推進	90
施策 4-4	花と緑と水を配したまちづくりの推進	92
施策 4-5	連続した緑地と歴史、文化を活かした景観まちづくりの推進	94
施策 4-6	環境にやさしいまちづくりの推進	96
施策 4-7	川の再生と循環型社会の推進	98

施策4-1 地域特性をふまえた災害に強いまちづくりの推進

施策のめざす方向

市民の生命、身体及び財産を災害などから守るために、「浦添市地域防災計画」に基づき市民と行政、関連機関が連携した防災体制を強化します。また、宅地開発の安全誘導など防災対策の強化と都市基盤を整備するなどを推進し災害の軽減を図るなど、災害に強いまちづくりを進めます。

現状と課題

本市では、「浦添市地域防災計画」に基づき、総合的な防災行政を推進しています。

近年の台風の大型化、集中豪雨、大規模地震などにより全国各地で土砂災害が多発し、多くの尊い人命が失われています。そうした中、避難の遅れと高齢者等災害時要援護者への対応が課題となっています。

複雑多様化する都市災害や高齢化社会に対処するため、国内外の大規模災害等を教訓に、本市の防災計画の必要な見直しが求められています。

災害に強いまちづくりを進めるためには、今後とも、市民と行政、関係機関が一体となって各種防災対策を迅速・的確に行える仕組みづくりが大切です。そのため、災害時のライフラインの確保、土砂災害警戒区域や各避難所への防災無線の増設などの公助をはじめ、地域組織による共助、市民一人ひとりの自助の大切さを認識し、災害時に流通備蓄機能を有する市内事業所の協力も含めて地域の防災力を強化・拡充していく必要があります。

また、土地利用法規制など関連する法令を活用した防災対策の推進と防災マップなどによる情報の提供はもとより、J-ALERT（全国瞬時警報システム）※1により、自然災害等の緊急情報を市民へ瞬時に提供し、応急対策を図る必要があります。

＜施策に関する市民の声＞

- 区画整理された地区が多く、防災機能上役立っている
- 傾斜面が多く、地すべりの発生が懸念される
- 地域防災は行政と自治会の連携が不可欠（行政まかせでなく、自治会独自の取り組みと連携が必要）
- ライフラインが分断された時の具体的対策がみえにくく災害時に不安
- 公園を防災面からもっと活用できるのではないかと

主な自然災害状況（過去5年）

災害年月・種別	被害内容
平成17年6月14日 豪雨	負傷者(重傷)2人、浸水(床下1棟)、道路破損11箇所、河川破損1箇所、崖崩れ7箇所
平成19年8月11日 大雨	負傷者(重傷)2人、浸水(床下1棟)、崖崩れ3箇所
平成20年3月30日 大雨	浸水(床上1棟、床下3棟) 道路破損3箇所、崖崩れ3箇所
平成21年10月25日 大雨	崖崩れ1箇所
平成22年2月27日 地震	負傷者(軽傷)1人
平成22年2月28日 津波	なし

資料：防災危機管理室

※1 J-ALERT(全国瞬時警報システム)：通信衛星と市町村の同報系防災行政無線（防災行政無線）を利用し、緊急情報を住民へ瞬時に伝達するシステム。対処に時間的余裕がない大規模な自然災害等についての情報を、「国から住民まで直接瞬時に」伝達することができるという点がJ-ALERTの最大の特長。

具体的な取り組み

4-1-1 地域防災対策等の充実

- ①「浦添市地域防災計画」に基づき、総合的・計画的な防災行政を推進するとともに、市役所内の防災組織体制の強化を図ります。
- ②関係機関との連携を強化し、地域防災体制や広域的な支援体制の確立に努めます。
- ③自治会や各種団体・企業・学校等に地域防災計画の説明会を開催するとともに、防災訓練や防災学習会等を実施するなど、自主防災組織の結成促進と地域防災力の向上に努めます。
- ④福祉部及び健康部の各課や社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ボランティア団体等民間の福祉団体及び防災関係機関との連携による災害時要援護者支援策の充実を図ります。
- ⑤民間ビルとの津波避難指定協定、関係事業所との物資等の供給協定締結など災害時における民間と一層の連携強化を図ります。
- ⑥市民へ防災情報を提供するため、新たな防災マップを作成し配布します。
- ⑦災害発生時において、J-A L E R T（全国瞬時警報システム）により、災害等の情報を市民へ瞬時に提供するとともに、安否情報の収集及び伝達に努めます。
- ⑧不発弾の撤去については、安全性を最優先に対処します。

4-1-2 災害に強い土地利用・都市基盤の整備

- ①「浦添市地域防災計画」に基づき、都市基盤や生活関連施設等において、防災に配慮した計画・整備に努めます。
- ②斜面地などにおける開発建築行為に対し、安全面に配慮した情報提供を行います。
- ③既成市街地における宅地基盤の再整備などを促進し、消火活動の困難な地域の解消に努めます。
- ④海岸の保全・強化を促進し、津波や高潮などによる災害防止に努めます。
- ⑤河川の整備や雨水排水施設の整備に努めます。

■主要な取り組み

- 自主防災組織の結成促進
- 新たな防災マップの作成配布
- J-A L E R Tによる災害等情報の市民への瞬時提供



浦添市総合防災訓練



民間ビルとの津波避難指定協定

施策4-2 事故・災害時にも安心できるまちづくりの推進

施策のめざす方向

災害や事故が発生した際に、市民の生命や身体、財産の保護を迅速かつ的確に行うために、消防・救急・救命体制の強化や市民の救急対応能力の向上など、総合的な消防・救急・救命力の拡充に努めます。

現状と課題

本市の消防行政は、消防本部・消防署・牧港出張所・内間出張所を活動の拠点として、市内全域の災害に対応する体制を整えています。

本市の近年の建物火災発生件数は年間10～20件前後で推移していますが、既成市街地内の住宅密集地の問題に加え、都市化の進展に伴い中高層建築物や危険物施設^{※1}が増大していることから、都市火災の潜在的な危険性が高まりつつあります。これら都市火災に対応するため、消防職員定数の適正化を図るとともに、消防施設や装備の近代化・消防職員の高めるとともに、消防力の強化、都市火災の発生防止に努める必要があります。

また、本市では増加傾向にある救急搬送、複雑多様化する救急事案に対応するため、メディカルコントロール体制^{※2}のもと、救急救命士を含む救急隊員の資質向上に努めるとともに、対応が困難な事態に備えるため、救急車に加えポンプ車などの消防車を同時出動させる連携（PA出動）を行っています。

さらなる救命率向上のために、将来を見据えた人員、資器材の確保はもとより、医療機関との連携を強化し、救急救命士の処置拡大（気管挿管・薬剤投与）を含めた救急業務の高度化を推進する必要があります。

＜施策に関する市民の声＞

- 病院がとても充実している
- 病院と救急の連携がよい
- 緊急出動中のサイレンを鳴らしても、止まってくれない人や車がいる
- 緊急車両到着時間の短縮が望まれる

救急出場件数の推移

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
火災	9	11	23	14	26
自然	0	0	1	0	0
水難	5	9	14	8	5
交通	490	470	423	408	454
急病	2,074	2,129	2,273	2,203	2,306
その他	1,087	1,139	1,407	1,441	1,398
合計	3,665	3,758	4,141	4,074	4,189

PA出動の推移

	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
件数	271	302	328	445	585

資料：消防現況調査

※1 危険物施設：消防法で定められている危険物（燃えやすいもの）を製造・貯蔵・取り扱う施設。

※2 メディカルコントロール体制：消防機関と医療機関との連携によって、〔1〕救急隊が現場からいつでも迅速に医師に指示、指導、助言が要請できる、〔2〕実施した救急活動の医学的判断、処置の適切性について医師による事後検証を行い、その結果を再教育に活用する、〔3〕救急救命士の資格取得後の再教育として、医療機関において定期的に病院実習を行う、という体制。

具体的な取り組み

4-2-1 消防体制の整備・拡充

- ①「消防計画」に基づく消防・救急体制の整備拡充を図ります。
- ②火災を未然に防止するため、防火対策の充実と防火意識の高揚に努めます。
- ③消防施設を拡充し、総合的な消防力の強化を図ります。
- ④多様化する各種災害に対応するため、総合的な防災訓練を実施し、消防技術の向上を図ります。
- ⑤災害時における他市町村・県、その他関係機関との協力体制など広域的な対応体制を構築します。
- ⑥消防救急無線のデジタル化に伴う施設の整備を行います。
- ⑦地域住民の安全のため住宅用火災警報器の普及啓発をより一層推進します。
- ⑧防火対象物の継続的な実態調査を推進し、防火対象物の用途多様化に対応した火災予防対策を図ります。

4-2-2 救急体制の整備・拡充

- ①多様化する救急事案に対処するため、救急資器材の拡充を図ります。
- ②気管挿管・薬剤投与等救命処置拡大を含めた救急救命士の計画的な養成を図ります。
- ③医療機関との連携を図りながら症例検討会や病院実習を行い、救急隊員の資質向上を図ります。
- ④AED（自動体外式除細動器）の使用を含めた各種救急講習の普及・啓発活動を行い、バイスタンダー（応急処置実践者）の育成を促進します。
- ⑤医療機関や関係機関と連携し救急医療体制の強化を図ります。
- ⑥救急活動の安全・迅速化を図るため、救急車に加えポンプ車の出動する「PA出動」を推進します。

■主要な取り組み

- 防火対策の充実と防災意識の高揚
- 多様化する救急事案に対処するための救急資器材の拡充
- 救急救命士の計画的な養成



PA 出動訓練



救急活動の訓練

施策4-3 安全な日常生活が送れるまちづくりの推進

施策のめざす方向

市民の安全で安心な日常生活を確保するために、自らの生活を守るための意識や知識の向上を図るとともに、地域、関係機関、関係団体等との連携による交通安全運動や防犯対策、消費者保護対策などに努めます。

現状と課題

都市化の進展やライフスタイルの変化による市民生活の多様化を反映して、交通環境の悪化や消費者問題、都市型犯罪などが顕在化してきています。

交通安全対策については、地域や関係機関、関係団体等と連携し、定期的な交通安全運動を実施、迷惑駐車等に対する指導・啓発などを行っています。特に児童生徒に対しては、通学路（スクールゾーン）の安全確保を図るため、広報板などの設置や各小学校に交通安全指導員を配置し、登下校時における交通事故防止に努めています。

防犯対策については、防犯思想の普及活動をはじめ、各自治会に対する防犯灯の設置促進、犯罪の防止及び青少年健全育成等に取り組んでいます。

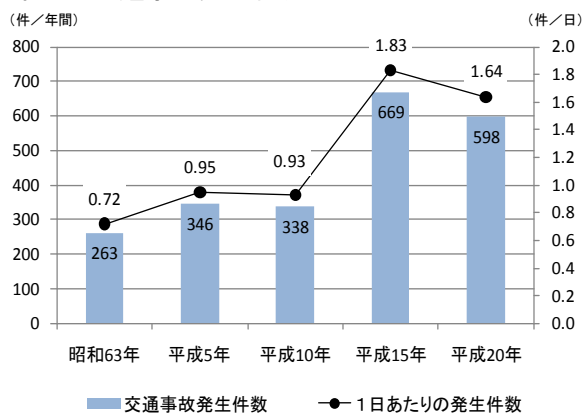
消費者保護対策では、消費者保護及び相談体制の充実を図るとともに、消費者の自立を促進するため、情報収集や情報提供に努めています。

今後も、より安全で住み良い市民生活を確保するために、市民意識の高揚をはじめ、市民との相互理解のもとに地域社会の秩序安定に努めることが必要です。

＜施策に関する市民の声＞

- 市内中学校区ごとに月1回防犯パトロールを実施している
- 学校関係者や自治会など、各々で実施している防犯パトロールの連携が望まれる
- 自治会加入率を高め、犯罪を防ぐ（お互いを知れば犯罪が減る）
- ボランティアによる通学時の交通整理活動を促進する
- 交通ルールやマナーを守らない通過車両が多い
- 交番所を目立たせる
- ウォーキングを兼ねた、防犯パトロールを推進する

市内の交通事故発生状況



具体的な取り組み

4-3-1 交通安全対策の推進

- ①交通安全指導員を拡充するとともに、交通マナーの指導など交通安全思想の普及・啓発に努めます。
- ②警察署や関係機関と連携し、スクールゾーンの拡充をはじめ交通規制の適正化に努めます。
- ③関係機関との連携のもと、歩車道の分離や交通安全施設の適正な配置を推進します。

4-3-2 防犯対策の推進

- ①警察署や地区防犯協会と連携した防犯思想の普及、環境浄化運動を展開するとともに、地域防犯体制の拡充に努めます。
- ②地域を見守る「防犯パトロール隊」の活動を支援します。
- ③市民の生命・財産を守るために、暴力団壊滅運動を積極的に展開します。
- ④防犯活動拠点（交番）の設置及びその適正配置にむけ関連機関と調整し、地域防犯環境の強化に取り組みます。
- ⑤防犯灯設置補助金制度を充実し、防犯灯の設置促進に努めます。

4-3-3 消費生活の安定と向上

- ①消費者保護の強化に向けて、消費者行政の充実・強化に努めます。
- ②情報化社会に対応して生活情報の提供や講習会などを実施し、消費者意識の高揚を図り、被害の未然防止に努めます。

■主要な取り組み

- 交通安全思想の普及・啓発
- 地域防犯体制の拡充
- 情報化社会に対応した生活情報の提供や講習会等の実施による消費者意識の高揚



秋の全国交通安全運動式典



防犯パトロール

施策4-4 花と緑と水を配したまちづくりの推進

施策のめざす方向

市民が自然とふれあい、やすらぎを得る貴重な空間を保全・再生するため「ティードヌファみどり計画」や「浦添市景観まちづくり計画」に基づき、市民・企業・行政等の協働による花と緑と水を配したまちづくりを推進します。

現状と課題

本市には、浦添城跡や浦添大公園などが位置する丘陵地から経塚・沢岬にかけて市域を縁取る緑地が巡っています。また、市内には小湾川、牧港川、安謝川、宇地泊川（比屋根川）、シリン川が流れており、西海岸には自然の海浜もみられます。

本市では、花と緑のまちづくりフェスタなどを活用した市民参加型の公園づくりなど新たな緑の創出や、地域による海浜の保全・活用に取り組んでいるところです。

しかし、本市の自然空間は、本土復帰以降現在に至るまで、人口増加にともなう住宅開発や道路等の基盤整備により減少してきています。

自然空間が減少しているなか、市民や企業、行政等との協働により、身近なところで花・緑・水の自然空間を再生していくことが一層求められています。また、今後はモノレールの車窓からの景観という点からも、モノレール沿線での屋上緑化や敷地内緑化等にも配慮する必要があります。



＜施策に関する市民の声＞

- 浦添城跡や浦添大公園がすばらしい
- 緑地の連続性が少ない
- もっと行きたくなる特徴ある公園の整備が必要
- 地域の巨木をシンボルとして活かす
- モノレール延長にともない屋上緑化の検討が必要
- 小学校、全校生徒で授業として史跡めぐりを行い、自分の街に誇りをもたせる
- 植樹による緑の創出や湧き水を再生するなどの工夫が求められる

都市公園の整備状況（平成22年3月現在）

種別	園数 (箇所)	面積 (㎡)
街区公園	76	101,028
近隣公園	4	71,700
総合公園	2	151,800
運動公園	1	146,000
墓地公園	1	66,000
都市緑地	4	20,600
合計	88	557,128

※県営浦添大公園(105,200㎡)含む

資料：美らまち推進課

具体的な取り組み

4-4-1 緑地空間の確保

- ①浦添グスクを中心に伸びる丘を緑の骨格として、その一帯及び周辺の樹林地、河川、農地などの保全・活用を図ります。
- ②御嶽など拝所の緑化をはじめ、村ガ-の再生・活用を図り、樹木の保全・育成に努めます。
- ③交流や防災など多様な機能を有する公園の適正配置・整備をはじめ、道路の緑化を拡充し、緑豊かな生活環境を形成します。

4-4-2 魅力ある公園づくり

- ①ワークショップなどによる市民参画を基本に、ユニバーサルデザインの視点を含め、自由な発想を大切に魅力ある公園づくりを目指します。
- ②地域住民の意見を取り入れて公園を整備し、公園の再生に努めます。

4-4-3 花と緑のまちづくり

- ①ポケットパークや道路植栽、街角での花のある植栽等、それらの管理などを美らまちサポーター制度^{※1}等を活用しながら市民参加で取り組み、歩いて楽しい花と緑と水の廻廊を形成します。
- ②学校などの公共施設をはじめ、身近な公園・広場において、市民の緑化及び維持管理活動による緑の拠点づくりを促進します。
- ③緑化に関する調査研究や普及・啓発を通して、緑化を推進します。

4-4-4 川と海の魅力づくり

- ①河川沿いの緑化を積極的に推進します。
- ②良好な河川環境を保全するために、流域の緑地保全や水質保全活動などに努めます。
- ③河川改修では、自然に近い工法に努めるとともに親水性を高めます。
- ④自然海岸にアプローチできる散策路づくりを推進します。
- ⑤良好なサンゴ礁群と砂浜が残る空寿崎周辺では、海岸環境整備や広場の整備を図り、市民が憩える海岸利用空間の創出に努めます。

■主要な取り組み

- 魅力ある公園づくり
- 歩いて楽しい花と緑と水の廻廊の形成
- 海岸環境整備や広場整備等による市民が憩える海岸利用空間の創出



※1 美らまちサポーター制度:市民が市道等の草花や低木などの植栽管理を登録制で行う本市の制度

施策4-5 連続した緑地と歴史、文化を活かした景観まちづくりの推進

施策のめざす方向

歴史と未来が織りなす魅力ある都市を創造するため、地域特性をふまえ、市民の主体的なまちづくり活動を支援するとともに、「浦添市景観まちづくり計画」に基づき個性と風格あるまちなみの形成を図ります。

現状と課題

本市はこれまで、残されてきた自然景観や歴史的文化的景観を守り育てるとともに、量から質へのまちづくりに向けて、景観形成や住環境改善の実践的な取り組みを積み重ねてきました。

平成18年には県内2番目の景観行政団体となり、景観法に基づく「浦添市景観まちづくり計画」を策定し、本市景観条例と一体となって、市民協働の景観まちづくり行政を推進しているところです。

本市では今後も、沖縄都市モノレールの延長や県道浦添西原線の整備、西海岸の開発など、市内景観の大きな変容が予想されます。

世界遺産追加登録を目指す浦添城跡をはじめ、数々の遺跡や文化財等の歴史・文化的資源及び自然資源を活かした、快適で魅力ある都市空間を創出し、将来に引き継いでいくために、「浦添市景観まちづくり計画」に基づき総合的・計画的な景観まちづくりを進めるとともに、景観重要樹木や景観重要公共施設などの指定に向けて取り組んでいく必要があります。同時に、地域の個性や景観に配慮した市民の自主的なまちづくり活動の促進が大切であり、その支援制度の拡充が求められています。

＜施策に関する市民の声＞

- 安らぎと都市化のバランスが良い
- 街全体が落ち着いた雰囲気である
- 浦添城跡から眺望できる景色の確保とPRが大切
- 歴史、文化景観を活かしたまちづくりを推進したい
- 歩いて楽しくショッピングできる商店街の景観形成が求められる
- 観光地になるように、そこから利益が上がるような仕組みづくりも大切
- 同じようなまちなみが多い
- 市民主体のまちなみ行政を推進して欲しい

地域が主体となった主な景観づくり活動箇所数

活動名	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
まちづくりブラン賞	7	10	12	12	15
花とみどりのまちづくりフェスタ	0	1	2	0	1
美らまちサポーター制度	76	92	113	118	129

資料：美らまち推進課

具体的な取り組み

4-5-1 歴史と未来が織りなす美しいまちの形成

- ①世界遺産追加登録を目指す市民のシンボル浦添グスクの復元整備事業を推進するとともに、浦添城跡周辺の景観まちづくりを推進します。
- ②三王統の歴史と浦添城跡をとりまいて分布する数々の遺跡・文化財などの資産を活かし、沖縄都市モノレールの延長や駅周辺土地利用にも対応した個性と風格ある景観まちづくりを推進します。
- ③起伏に富んだ地形を活かして、見晴らしや眺望に配慮した空間整備を行います。
- ④本市の顔となるシンボルロードの形成を推進します。
- ⑤牧港補給地区の跡地利用計画を先導する都市機能用地地区の景観まちづくりを推進します。
- ⑥「浦添市景観まちづくり計画」に基づき、地域の個性や市民力を活かした景観まちづくりを推進します。

4-5-2 快適でうるおいのあるやさしいまちの形成

- ①景観まちづくり基金を活用するなど、市民の自主的なまちづくり活動への支援や助成制度を拡充します。
- ②地区計画、景観地区、建築協定、緑地協定などの普及により、地域特性を活かしたまちづくりを推進します。
- ③自然緑地の保全や緑化などによる花と緑の廻廊形成を促進し、緑陰、緑風の感じられる都市環境を創出します。

■主要な取り組み

- 市民のシンボルである浦添城跡とその周辺の景観まちづくり推進
- 浦添都市軸となるシンボルロードの形成推進
- 市民の自主的なまちづくり活動への支援



世界遺産追加登録を目指す浦添グスク



市民の自主的なまちづくり活動を支援するまちづくりプランの発表

施策4-6 環境にやさしいまちづくりの推進

施策のめざす方向

環境共生型社会の構築を目指して、資源、エネルギー大量消費型の経済社会を見直し、市民のライフスタイルや事業活動を環境に負荷の少ないものにしていくなど、環境にやさしいまちづくりの取り組みを推進します。

また、墓地については、墓地埋葬法に基づいて緑豊かな墓地経営に努めます。

現状と課題

今日の環境問題は、家庭雑排水による河川の汚濁、自動車の排気ガスやごみの焼却による大気の汚れ、発ガン性等を有する有害化学物質による環境汚染といった地域的な問題から、地球温暖化やフロンガスによるオゾン層の破壊など地球規模の問題まで多岐にわたっています。

自然環境が適切に保全され、生態系の多様性が確保された人と自然とのふれあいが保てる、環境にやさしいまちづくりを推進していくためには、地球規模の課題に結束して取り組むことと同時に、身近な取り組みが求められています。

市民一人ひとりが、日常生活を環境に配慮したライフスタイルに転換していくためには、今後とも、環境を守りエコ行動^{※1}を実践することの意義について、理解を深めるための環境学習・教育の推進がより一層求められています。

一方、限られた市域のなかで、墓地の確保は難しい環境にあります。今後は、墓地埋葬法の趣旨や美しいまちづくりの観点から、「墓地基本計画」による計画的な墓地行政のあり方が求められています。

＜施策に関する市民の声＞

- CO₂削減の気運が見えない
- 空地、特にアパート、宅地の緑地や樹木を増す。家のまわりに樹木を植える
- クーラーの温度を上げ、扇風機の利用を促進することが必要
- 墓地が目立ちすぎる

公害発生件数の推移

	件数	内容
平成17年	83	悪臭46 大気汚染18 騒音8 等
平成18年	70	悪臭38 騒音12 大気汚染11 等
平成19年	34	大気汚染16 悪臭7 騒音7 等
平成20年	78	大気汚染28 悪臭18 水質汚濁12 等
平成21年	55	悪臭15 騒音15 大気汚染11 等

資料：環境保全課



浦添市環境教育・環境学習講座
(森と河川の生態系について(写真左)/ 海岸の生態系について(写真右))

※1 エコ行動：環境を守り、より良い環境をつくる行動。具体的には、地球温暖化を防ぐ、水質悪化を防止する、ごみを減らすなどの行動。

具体的な取り組み

4-6-1 環境にやさしいまちづくりの推進

- ①「環境基本計画」を策定し、計画目標のもとに市民、企業や行政が役割分担し環境対策に取り組みます。
- ②学校や市民環境団体等と連携しながら環境保全行動を促す環境学習・教育を推進します。
- ③公共施設はもとより、市民生活や事業所活動におけるエコ行動を推進することにより、二酸化炭素など温室効果ガスの削減に取り組みます。

4-6-2 未利用エネルギー・自然エネルギーの活用

- ①大規模施設等における雨水の再利用を促進します。
- ②公共施設をはじめ、大規模施設などで、環境に負荷の少ない新エネルギーシステムの導入を促進します。

4-6-3 公害の防止

- ①公害防止に係る調査・指導・助言を行い、市民の健康を保護するために関係機関と連携し生活環境や自然環境の保全に努めるとともに、公害に対する相談体制を充実します。
- ②公共用水域に排出される事業場等からの排水の規制や生活排水対策の推進を図り、公共用水域の水質汚濁防止に努めます。
- ③有害化学物質等による環境汚染防止について、関係機関と連携して必要な対策を進めます。

4-6-4 快適な環境づくり

- ①そ族昆虫^{※2}やハブなどの被害を防止するために、発生源調査を実施し、捕獲・駆除用具等の貸し出しや駆除作業を実施します。また、生息地となりやすい空き地などは市民広場（市民菜園）としての活用を推進します。
- ②市民・企業・行政等の協働による生活環境の美化を促進します。
- ③狂犬病の発生を予防するために、犬の所有者に対する登録や狂犬病の予防接種の実施を徹底すると同時に、野犬の捕獲を進めます。

4-6-5 墓苑の整備

- ①民間霊園における緑化など、適正管理を促進します。
- ②墓地の実態調査を実施するとともに、墓地行政の指針となる「墓地基本計画」を策定します。

■主要な取り組み

- 太陽光発電等の普及、啓発及び関係機関等との連携
- 公共用水域の水質汚濁防止の推進
- ハブの生息地となりやすい空き地などの適正管理の推進

※2 そ族昆虫:ネズミや蚊、ハエなどの不衛生害虫

施策 4-7 川の再生と循環型社会の推進

施策のめざす方向

持続可能な循環型社会の考え方を基本に、廃棄物の抑制など市民生活や企業等の社会経済活動での3R^{※1}運動の徹底、生活排水の適切な処理を促進するとともに、広域的な連携のもと、川の再生と循環型社会の形成を推進します。

現状と課題

大量生産、大量消費、大量廃棄の社会経済システムは、様々な環境問題ばかりではなく、天然資源の枯渇によって将来にわたって持続的な社会活動を困難にすると予測されています。

本市では、平成4年度に資源ごみ回収、平成7年度にごみ処理の有料化、平成11年度のリサイクルプラザの稼働などにより、ごみの減量化・資源化が着実に進展しています。

また、ごみの適正処理については、平成12年度から13年度の間処理施設の改善によるダイオキシン対策及び溶融施設の建設、平成15年度には溶融飛灰の山元還元^{※1}により埋立処分する廃棄物がほとんどなくなるなど、時代の求めに対応した対策を実施してきました。

今後も、幅広い3R^{※2}運動を推進するなど、「循環型社会」の形成を推進する必要があります。

また、生活排水については、公共下水道の普及により、浄化槽汚泥、し尿収集量は年々減少し、公共水域への排出が少なくなっていますが、浄化槽の管理が十分とは言えません。

今後も、市内の河川の水質保全・向上を図るため、生活排水の適正処理についての啓発活動を推進することが求められています。

＜施策に関する市民の声＞

- ゴミの減量化への取り組みが早かった
- 廃棄物の不法投棄が増えつつある
- 小学生からごみの分別やリサイクルの取り組みが必要
- 不法投棄等の対策について、防犯パトロールと連携する
- 生ゴミの堆肥化の推進（自治会などで集め、行政等が買い取る仕組みづくりなど）。
- 環境団体が川の浄化活動に積極的に取り組んでいる
- 牧港川の浄化が進んでいない
- 多くの市民に、身近な川や河川に興味を持ってほしい
- もっと環境行政の対策を進めて欲しい（浄化槽をもっている世帯のメンテナンス、ベランダ洗濯機排水の指導強化等）

1人1日当りのごみ排出量 (単位:g/人日)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
生活系ごみ	626	620	604	581	540
事業系ごみ	343	331	329	314	289
合計	970	951	933	895	829

資料:沖縄県「一般廃棄物処理事業調査」

※1 山元還元:溶融処理中に発生する溶融飛灰を還元し、鉛、亜鉛などの単一物質にもどし、回収する手法。

※2 3R:Reduce (リデュース=ごみの発生抑制、マイバック持参など)、Reuse (リユース=再使用、びん等の再使用など)、Recycle (リサイクル=再資源化、古紙を再生したトイレトーパー「てだこロール」など)の頭文字である「R」を指す。

具体的な取り組み

4-7-1 ごみの減量化とリサイクルの促進

- ①行政、消費者及び事業所等がそれぞれの役割に応じ、ごみの排出抑制に努めます。
- ②事業所ごみの資源化・減量化を促進します。
- ③草木類・厨芥類^{※3}の堆肥化や焼却灰の熔融固化などの再資源化を推進し、循環型社会の形成に努めます。
- ④リサイクルプラザを拠点に、リサイクル関連講座の開催や情報誌の発行などの啓発活動に努め、ごみの減量化・資源化及び再生利用化を推進します。

4-7-2 廃棄物の適正な処理の推進

- ①廃棄物処理の安全性や信頼性の向上に努めます。
- ②廃棄物の適正な処理を行うために、熔融飛灰の山元還元を推進します。
- ③ごみなどの不法投棄対策を強化します。

4-7-3 生活排水の適正な処理の推進

- ①「生活排水対策推進計画」に基づき、公共下水道未整備区域及び整備に相当の時間を要する区域での合併処理浄化槽の導入を推進するとともに、浄化槽所有者に対して適正な維持管理を啓発します。
- ②河川の水質汚濁に係る生活環境の保全及び向上に努めます。

■主要な取り組み

- ごみの減量化、資源化及び再生利用の推進
- ごみの不法投棄及び野焼き対策の強化
- 河川環境基準に適合した市内の河川の水質保全



環境に優しいまちづくりを目指したわくわくりサイクルまつり



水辺に親しむ子どもたち

※3 厨芥類：台所から出る野菜や魚などのくず。